

全自動貸金庫規定 新旧対照表

(部は改正箇所)

現行規定	改正後
<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>(第3項新設)</u></p>	<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当社は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものについて格納することを一切認めません。</u></p> <p>① <u>「覚せい剤取締法」違反に該当するもの</u></p> <p>② <u>「銃砲刀剣類所持等取締法」違反に該当するもの</u></p> <p>③ <u>「犯罪収益移転防止法」違反に該当するもの</u></p> <p>④ <u>「爆発性、発火性を有する危険な物品」等に該当するもの</u></p> <p>⑤ <u>食料等の変質するもの</u></p> <p>⑥ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p>
<p>第2条 (重量制限)</p> <p>貸金庫への格納物の重量は20kgの重量までとします。</p>	<p>第2条 (重量制限)</p> <p>貸金庫への格納物の重量は、<u>20kg</u>の重量までとします。</p>
<p>第3条 (契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。</p>	<p>第3条 (契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当社から解約の申出をしない限り、この契約は、<u>期間満了日の翌日から1年間継続されるもの</u>とし、継続後も同様とします。</p>
<p>第4条 (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は当社所定の料率により3ヵ月分(契約月により4ヵ月分となる場合もあります。)を前払いするものとし、毎年1・4・7・10月26日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、口座振替手続により払戻しの上使用料に充当します。なお、当初3ヵ月分(4ヵ月)の使用料は、契約時に契約日の属する月の当月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず、<u>その月の分まで使用料を支払って下さい</u>。第1項の自動引落し後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から手数料を徴求した月までの使用料を月割計算により返戻します。</p>	<p>第4条 (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、<u>当社所定の料率により3ヶ月分</u>(契約月により4ヶ月分となる場合もあります。)を前払いするものとし、毎年1・4・7・10月26日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、口座振替手続により払戻しの上使用料に充当します。なお、当初3ヶ月分(4ヶ月)の使用料は、契約時に契約日の属する月の当月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) <u>貸金庫の使用料は、諸般の経済情勢等、および貸金庫の維持管理に必要な費用の増加等により変更することがあります。変更後の使用料については、当社より通知することで変更できるもの</u>とします。なお、<u>変更日以後、最初に継続される契約期間から適用</u>します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず、<u>解約月の1ヶ月分まで使用料を支払って下さい</u>。第1項の自動引落し後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から手数料を徴求した月までの使用料を月割計算により返戻します。</p>
<p>第5条 (鍵・利用カードの保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は、当社立会いのうえ、借主の届出の印章により封印し、当社が保管します。</p>	<p>第5条 (鍵の保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵のうち、<u>正鍵は</u>、借主が保管し、副鍵は、当社立会いのうえ、借主の届出の印章により封印し、当社が保管します。</p>

現行規定	改正後
<p>第6条（暗証の届出、カードの発行）</p> <p>貸金庫の利用にあたっては、ご使用になる暗証を貸金庫利用カード暗証届（以下、『暗証届』という。）に記入のうえ、届出てください。当社は貸金庫利用カード（以下これらを「貸金庫カード」という。）を発行します。</p> <p>また、代理人を指定なさるときは、代理人の暗証を暗証届に記入のうえ届出てください。この場合、当社は代理人が使用する貸金庫カードを発行します。</p>	<p>第6条（暗証の届出、貸金庫カードの発行）</p> <p>貸金庫の利用にあたっては、ご使用になる暗証を貸金庫利用カード暗証届（以下、「暗証届」といいます。）に記入のうえ、届出てください。当社は、貸金庫利用カード（以下、これらを「貸金庫カード」といいます。）を発行します。</p> <p>また、代理人の指定を希望されるときは、代理人の本人確認書類を提出いただくとともに、暗証を暗証届に記入のうえ、届出てください。代理人の指定について当社の承諾を得た場合に限り、当社は、代理人が使用する貸金庫カードを発行します。</p>
<p>第7条（貸金庫の開閉等）</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</p> <p>(2) 開庫にあたっては貸金庫カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫カード）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作して下さい。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>(3) 格納品の出し入れは、当社所定の場所で行ってください。</p>	<p>第7条（貸金庫の開閉等）</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</p> <p>(2) 開庫にあたっては、貸金庫カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫カード）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>(3) 格納品の出し入れは、当社所定の場所で行ってください。</p>
<p>第8条（届出事項の変更等）</p> <p>(1) 届出の印章および暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更のあったときは、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。正鍵および貸金庫カードを失ったとき、もしくははき損したときおよび印章を失ったときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>第8条（届出事項の変更等）</p> <p>(1) 届出の印章および暗証、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更のあったときは、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた借主または代理人の損害については、当社は、責任を負いません。正鍵および貸金庫カードを失ったとき、または毀損したとき、および印章を失ったときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
<p>第9条（貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1) 貸金庫カードもしくは正鍵を失ったあるいはき損した場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 貸金庫カードを失った場合で、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(3) 貸金庫カードを紛失あるいはき損した場合で貸金庫カードを再発行するときは、当社所定の手数料を支払ってください。</p> <p>(4) 正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>	<p>第9条（貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1) 貸金庫カードまたは正鍵を失った場合、あるいは毀損した場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 貸金庫カードを失った場合で、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(3) 貸金庫カードを紛失または毀損した場合で貸金庫カードを再発行するときは、当社所定の手数料を支払ってください。</p> <p>(4) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>

現行規定	改正後
<p>第10条（暗証照合、印鑑照合等）</p> <p>(1) 貸金庫の開庫にあたり、カード読取機操作の際使用された貸金庫カードを確認のうえ記録（貸金庫カードを自動的に転写します。）し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証の一致を確認して開庫その他の取扱をしましたうへは、借主または代理人自身が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については<u>当社は責任を負いません</u>。なお、使用される鍵については<u>当社は確認する義務を負いません</u>。</p> <p>(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については<u>は、当社は責任を負いません</u>。</p>	<p>第10条（暗証照合、印鑑照合等）</p> <p>(1) 貸金庫の開庫にあたり、カード読取機操作の際使用された貸金庫カードを確認のうえ記録（貸金庫カードを自動的に転写します。）し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証の一致を確認して開庫その他の取扱をしましたうへは、借主または代理人自身が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた<u>借主または代理人の</u>損害について、<u>当社は、責任を負いません</u>。なお、使用される鍵について、<u>当社は、確認する義務を負いません</u>。</p> <p>(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、<u>そのために生じた借主または代理人の</u>損害について、<u>当社は、責任を負いません</u>。</p>
<p>第11条（損害の負担等）</p> <p>(1) <u>災害、事変その他の不可抗力の事由または当社の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当社は責任を負いません</u>。</p> <p>(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても<u>当社は責任を負いません</u>。</p> <p>(3) <u>借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください</u>。</p>	<p>第11条（損害賠償）</p> <p>(1) <u>借主または代理人によって貸金庫の付属設備・諸造作等に汚損・破損・毀損・滅失・故障等その他の損害が生じたときは、借主は、当社に対し、当社の被った直接・間接の損害を賠償しなければなりません</u>。</p> <p style="text-align: center;"><u>（第2項削除）</u></p> <p>(2) <u>借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社または貸金庫の利用者等の第三者に損害を及ぼした場合には、借主は、自己の責任において一切の損害を賠償しなければなりません</u>。</p>
<p>第12条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カード、および届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カード、および届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一に<u>でも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします</u>。この場合、当社から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① <u>借主が使用料を支払わないとき。</u></p> <p>② <u>借主について相続の開始があったとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（第3号新設）</u></p> <p>③ <u>借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。</u></p> <p>④ <u>店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（第6号新設）</u></p> <p>⑤ <u>借主または代理人がこの規定に違反したとき。</u></p>	<p>第12条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、<u>いつでも解約することができます</u>。この場合、正鍵、貸金庫カード、および届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カード、および届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一に<u>該当する場合には、当社は、この貸金庫の利用の停止し、または借主に通知することにより、この契約を解約することができるものとします</u>。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください</u>。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① <u>借主が使用料を3ヶ月分以上支払わないとき</u></p> <p>② <u>借主について相続または解散の開始があったとき</u></p> <p>③ <u>借主の破産手続き開始等があったとき</u></p> <p>④ <u>借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</u></p> <p>⑤ <u>店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</u></p> <p>⑥ <u>借主・代理人以外の第三者が貸金庫を利用したとき</u></p> <p>⑦ <u>借主または代理人がこの規程に違反したとき</u></p>

現行規定	改正後
<p>(第3項新設)</p> <p>(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当社はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて口座振替手続をすることができるものとします。</p>	<p>(3) 次の各号の一に該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当社は、この貸金庫の利用の停止し、または借主に通知することにより、貸金庫にかかる取引を解約することができるものとします。この場合、解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡ししてください。なお、この解約によって借主または代理人に生じた損害については、当社は、責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じた場合は、その損害額を支払っていただくものとします。</p> <p>① 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる者</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。なお、当社は、この不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて口座振替手続をすることができるものとします。</p>

現行規定	改正後
<p>(4) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求があり<u>しだい</u>支払ってください。</p>	<p>(5) 第1項ないし第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したとき、当社は、<u>借主の承諾を得ず</u>、副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社は、<u>貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします</u>。これらに要する費用は、<u>借主の負担とします</u>。</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求があり<u>次第</u>、支払ってください。</p>
<p>第13条（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当社が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>	<p>第13条（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当社が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>
<p>第14条（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については<u>当社は責任を負いません</u>。</p>	<p>第14条（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当社は、<u>借主の承諾を得ず副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします</u>。このために生じた<u>借主または代理人の損害については、当社は、責任を負いません</u>。</p>
<p>第15条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</p>	<p>第15条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は、<u>第三者に譲渡、転貸または質入れすることはできません</u>。</p>
<p>第16条（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第16条（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に生じた<u>借主および代理人の損害については、当社は、責任を負いません</u>。</p>
<p><u>(第17条新設)</u></p>	<p>第17条（代理人の届け出）</p> <p>(1) <u>借主は、代理人の指定を希望する場合、代理人の本人確認書類等の必要書類を提出しなければなりません。必要書類の提出を拒む場合、代理人の指定はできません。</u></p> <p>(2) <u>借主は、代理人の指定を希望する場合、借主の合理的な事由をもって、当社の承諾を得る必要があります。なお、合理的な事由がない等の理由で、当社の判断で代理人の指定を拒むことができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>代理人の変更を希望する場合も、前項同様とします。</u></p>

現行規定	改正後
<u>(第 18 条新設)</u>	<p>第 18 条 (契約の消滅)</p> <p>天災地変・火災・朽廃または都市計画・区画整理事業等その他原因の如何を問わず、貸金庫が利用不能になったとき、貸金庫にかかる取引は、自動的に終了することを当社・借主はあらかじめ承諾します。この場合、借主は、当社に対し、名目の如何を問わず金銭その他を請求できません。</p>
<u>(第 19 条新設)</u>	<p>第 19 条 (免責)</p> <p>天災地変・火災・盗難等、その他不可抗力による当社の責に帰すことのできない事由により被った借主または代理人の損害、当社の責によらない電気等の設備の故障によって生じた借主および代理人の損害について、当社は、その責を負わないものとします。</p>
<u>(第 20 条新設)</u>	<p>第 20 条 (規定の改正)</p> <p>この規定は、当社の都合で変更し、または全部を廃止することがあります。この変更等については、当社ホームページへの掲載、当社の窓口での掲示等により告知します。告知された変更日以降は、変更後の内容が適用されるものとし、この変更等によって借主および代理人に生じた損害について、当社は、一切の責任を負いません。</p>
<u>(第 21 条新設)</u>	<p>第 21 条 (協議)</p> <p>当社および借主は、この規定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。</p>
<u>(第 22 条新設)</u>	<p>第 22 条 (準拠法)</p> <p>この規定は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されます。</p>
<u>(第 23 条新設)</u>	<p>第 23 条 (専属的合意管轄裁判所)</p> <p>貸金庫にかかる取引に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、当社の本店所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

以 上